

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	自治協働課
委 託 業 務 名	大津市下阪本コミュニティセンター管理運営業務
委 託 業 務 場 所	大津市下阪本三丁目
概 要	大津市下阪本コミュニティセンターの管理運営業務 （地域の主体的なまちづくり活動の推進に関する事、地域の主体的な学びの推進に関する事、地域の情報の収集及び発信に関する事、コミュニティ活動の場の提供に関する事）
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	5, 6 6 4, 0 1 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市下阪本三丁目 1 4 - 3 0 〔名 称〕 下阪本学区まちづくり協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	コミュニティセンターは、地域のまちづくり活動や住民交流、地域情報の収集と発信、住民主体の学びの拠点として設置するものであり、これまで公民館が担ってきた生涯学習の拠点に加えて、地域の事情に応じたまちづくり活動の拠点とすることで、住民主体のまちづくりの推進につなげることを目的としている。 下阪本学区まちづくり協議会は、当該地域における住民主体のまちづくりの中心となる団体であるとともに、「大津市コミュニティセンターの運営を行うまちづくり協議会の指定等に関する要綱」に基づき本市が指定した団体であることから、当該団体と随意契約により契約の締結を行う。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。